

# 現行の過疎地域自立促進特別措置法にかわる 新たな法律の制定について

【内閣官房・内閣府・総務省・農林水産省・国土交通省】

## 提案・要望の内容

- 1 平成21年度末に失効する現行の過疎地域自立促進特別措置法にかわる新たな法律を制定し、総合的な対策を推進すること。
- 2 過疎地域は、CO<sub>2</sub>の吸収による地球環境への貢献や、食料・水・エネルギーの供給などにより、都市の生活や産業活動など我が国の発展を支えており、新たな法律の制定に向けては、このことについて国民的な合意を得るための取り組みを行うこと。
- 3 新たな過疎対策では、引き続き必要な社会基盤整備を進めるとともに、新たな地域運営のしくみづくりや産業振興・雇用対策、都市と地方の交流対策などソフト施策の充実強化を図り、必要な財源措置を講じること。

## 【現状と課題】

- 過疎地域は、1割の人口で国土の半分以上の面積を担い、食料・水・エネルギーの供給や地球環境対策などにより、都市の生活や産業活動、ひいては国土の発展を支える重要な役割を果たしている。
- また、豊かな自然や環境、歴史・文化を有する過疎地域は、都市住民に癒しと多様なライフスタイルを提供する地域として、その発展が期待されている。
- しかしながら、若年者の流出による人口減少や少子・高齢化の一層の進行に伴い、過疎地域では小規模・高齢化集落が増加し、通院、買い物等の日常生活も困難な地域も増加しつつある。また、荒廃森林や耕作放棄地も増加しつつある。
- このため、新たな法律の制定に向けては、過疎地域の振興が結果として都市を支え、ひいては我が国の発展に貢献することについて、国民的な合意形成を得ることが重要な課題である。
- 新たな過疎対策では、道路・下水道、情報基盤など引き続き必要な社会基盤整備を進めるとともに、新たな地域運営のしくみづくりや産業振興・雇用対策、都市との交流対策などソフト施策の充実強化を図り、総合的な対策を推進することが必要である。

## 【本県の取組状況・方針】

- 平成18年8月、県、関係市町村、県過疎地域対策協議会により「島根県過疎・中山間地域対策研究会」を設置し、過疎地域の現状や新たに必要な対策等について検討し、本年5月、本県提言として取りまとめ。
- 平成19年度には、全国知事会への過疎対策特別委員会設置の働きかけや中四国地方9県による共同要望活動などを行い、本年度は引き続き中四国地方9県による共同提案活動を行うとともに、これらの成果を全国過疎地域自立促進連盟による緊急提言や全国知事会の検討の場などに反映する予定である。

## 【提案要望の効果】

- 過疎地域が特色ある発展を実現し、都市と過疎地域とがお互いに支え合っていくことは、成熟社会にふさわしい真に豊かな国土の形成につながる。

# 魅力ある中山間地域の実現に向けて

ーポスト過疎法への提言ー

島根県提言のあらまし

過疎地域の存在意義

地球環境を守る森林・農地が多く存在

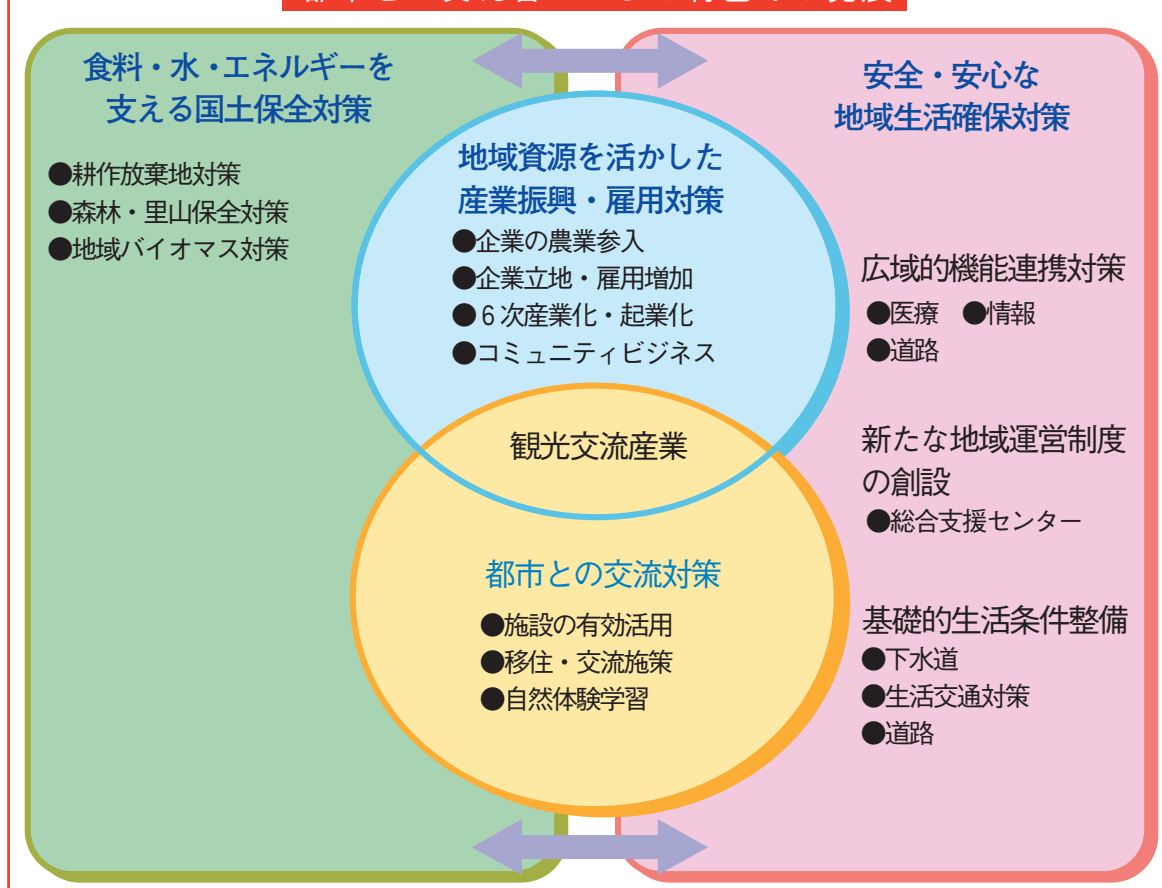
食料・水・エネルギーを都市に供給

豊かな自然・文化は、心の豊かさの源泉

存在意義について国民的な合意形成が必要

- 過疎地域が都市を支え、ひいては国を支えることにつながる
- 過疎地域は、国土の半分を占めるが、1割の人口で支えている
- 過疎地域は、人口減少、少子・高齢化により小規模・高齢化集落が増加
- 国民生活・産業活動を支える上で、過疎地域の振興は重要な課題

都市との支え合いによる特色ある発展



新たな過疎対策

その実現を図るために必要な支援措置

- ①財政支援 …過疎債・地方交付税の充実強化、緊急・広域的な事業への交付金、国土保全対策のための新たな財源措置等
- ②税制措置 …産業振興・森林保全活動・移住等に対する税制上の支援等
- ③規制緩和 …補助金等適正化法の運用緩和等